

北秋田市災害廃棄物処理計画【概要版】

1. 計画の目的

今後想定される地震、洪水、豪雨等の大規模な自然災害が発生した場合、大量に発生する災害廃棄物に対して事前に処理対策を講じる必要があります。そこで、本市では、災害廃棄物処理計画を策定しました。

2. 計画で想定する災害及び災害廃棄物発生量の推計

本計画で想定する災害は、地震、洪水、豪雨等の大規模な自然災害であり、想定する地震は北秋田市地域防災計画、水害は秋田県災害廃棄物処理計画に記載されている災害です。なお、建物被害棟数等が不明なため、災害の規模を想定できませんが、国土交通省東北地方整備局能代河川国道事務所が平成 29 年 6 月に公表している、米代川氾濫も今後発生が想定されます。

想定される災害（地震）

最大震度	建物被害			人的被害		ライフライン被害		避難者数
	全壊棟数	半壊棟数	焼失棟数	死者数	負傷者数	上水道断水人口	電力停電世帯数	4日後
	棟	棟	棟	人	人	人	世帯	人
6弱	313	2,282	0	13	335	7,840	5,087	4,065

想定される災害（地震）の災害廃棄物発生量の推計

推計量（t）					
可燃物	不燃物	金属くず	柱材・角材	コンクリート	合計
16,039	16,039	5,881	4,812	46,636	89,107

想定される災害（水害）

河川名	想定降雨（24時間）	建物被害	
		床下浸水	床上浸水
	mm	棟	棟
阿仁川	198	755	711
小阿仁川	154	37	160
小猿部川	170	228	531
綴子川	164	1,370	415

想定される災害（水害）の災害廃棄物発生量の推計

災害の 種類	推計量（t）						
	可燃物	不燃物	金属くず	廃家電	混合 廃棄物	危険物・ 処理困難 廃棄物	合計
水害	5,077	2,490	207	69	1,771	226	9,840

3. 災害廃棄物対策

本計画は、今後、本市で発生する可能性がある最大規模の災害である災害（地震）に対応することを主とした計画とし、処理基本方針は以下のとおりです。

（1）衛生的で迅速かつ適正な処理

災害廃棄物の腐敗や悪臭を防ぐため、迅速な処理に努めるとともに、生ごみやし尿についても防疫のため生活衛生の確保を図る。また、処理の遅れが復旧・復興の妨げにならないように短期間での処理を目指し、市民の生活環境を保全する。

（2）計画的な処理の推進

発災後は、時間の経過により災害廃棄物の処理方法が変化することから、仮置場の適切な設置や災害廃棄物を計画的に一般廃棄物処理施設へ搬入するため、被害状況等を適切に把握した上で処理体制を構築し、効率的な処理を推進する。

（3）処理期間

災害規模や災害廃棄物の発生量に応じた適切な処理目標期間を設定する。

（4）リサイクルの推進

最大限災害廃棄物を分別することでリサイクルを推進し、災害廃棄物の処理の負担及び費用の軽減を図る。

（5）連携した処理の促進

可能な限り市内の一般廃棄物処理施設及び民間事業者を活用して処理することを原則とするが、それが困難な場合は災害支援協定に基づき、広域処理及び他市町村等の協力支援を要請する。

4. 想定する災害廃棄物の種類

本計画で想定する災害廃棄物の種類及びイメージは次のとおりです。

可燃物・可燃系混合廃棄物



畳・布団



不燃物・不燃系混合廃棄物



金属くず



柱材・角材



コンクリート



廃家電（4品目）、小型家電等



腐敗性廃棄物

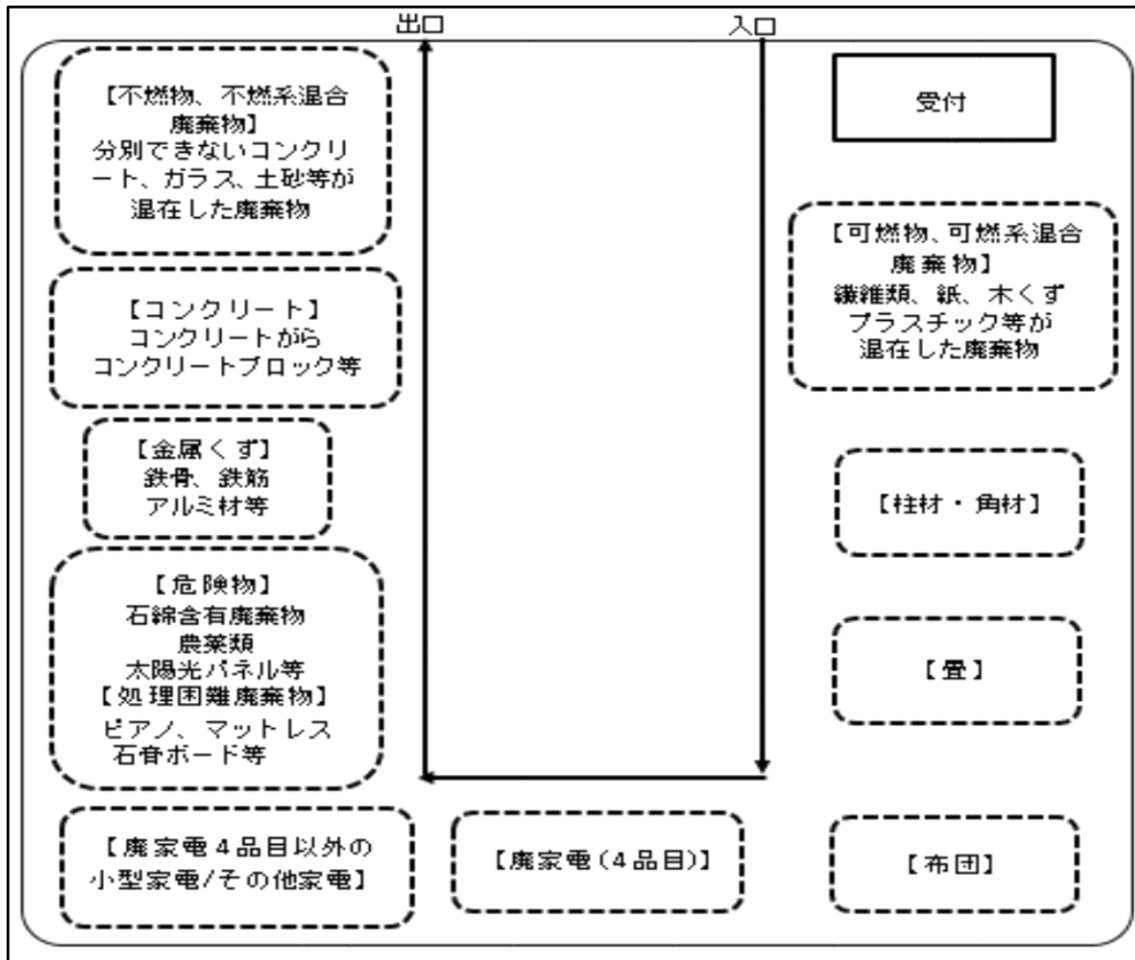


処理困難廃棄物



出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル（環境省）、災害廃棄物対策情報サイト（環境省）

5. 仮置場のレイアウト



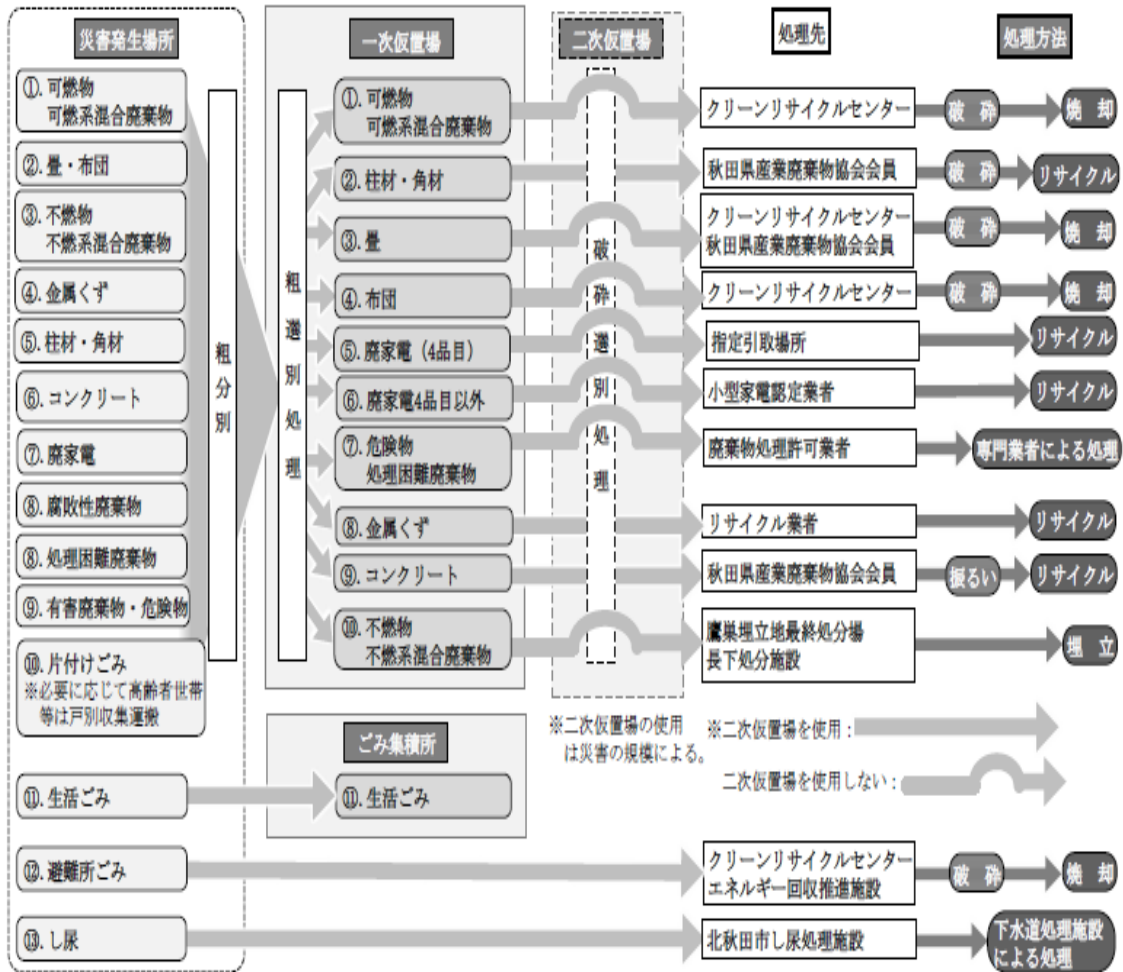
仮置場に設置する看板の例



出典：市町村向け災害廃棄物処理行政事務の手引き（環境省東北地方環境事務所 平成 29 年 3 月）

6. 災害廃棄物の処理フロー

本計画で想定する処理フローは次のとおりです。



災害廃棄物発生場所の①～⑨は、住民が一次仮置場まで自己搬入

⑩は、一次仮置場まで自己搬入（必要に応じて高齢者世帯等は戸別収集運搬を実施する。）

⑪は、住民がごみ集積所まで自己搬入

⑫は、本市の収集運搬委託業者がクリーンリサイクルセンターエネルギー回収推進施設まで搬入

⑬は、本市の収集運搬許可業者が北秋田市し尿処理施設まで搬入

7. 計画の見直し

本計画は、災害に有効な対策や取組が講じることができるよう環境省の災害廃棄物対策指針や秋田県の災害廃棄物処理計画等の改定や本市の実情に合わせて必要に応じて見直しを行います。また、災害廃棄物の処理は、災害の規模や被災状況等により、現状に沿った対応を求められるため、職員が災害廃棄物の処理に係る研修に参加し、そこで得た経験や結果を踏まえ、本計画の点検を行います。